法務部から

作り手と受け手が共に豊かになる著作権法とは？

法務部　くまがいマキ

著作権は、劇作家協会にとって重要な問題でありながら、著作権法改正について、協会では、まだ何も具体的な提言をしていません。実は、協会にはパブリックコメントの募集などの連絡がなく、私自身も、演劇関係者ではない方から、改正に向けて審議が進んでいることをお聞きし、慌てて、理事会で議題にしました。

この法改正は、演劇のジャンルだけではなく広範囲を扱っているため、まず福井弁護士にご相談することになり、法務部の私とふじたさん、理事有志として坂手さんに参加いただいて、1月に勉強会を行いました。そのポイントについては、福井さんがまとめて下さっていますので、これから理事会で議論していくべき方向や、具体的な提言のための幾つかの考え方をここにまとめたいと思います。

●「非営利」の多様化と考え方の違い

まず、非営利というのは、「営利ではない」という意味ですから、「儲けることを目的としない」ものを指します。これは、かなり広い範囲のものが含まれます。演劇の上演と劇作家の権利に限って、具体的な事例に分けて考える必要があるでしょう。

1. 学生演劇や職場演劇などの場合

プロとアマチュアの区別は日本の演劇界では難しく、かなり知名度があり集客力のある劇団でも儲けが出ない、赤字になるというケースは珍しくありません。しかし、劇場使用料や、照明家や音響家に支払うお金はないと言われるのは理不尽です。「これを何とかしよう、劇作家が脚本料という「報酬」の点でも報われなければ、劇作を生み続けることが出来ず、職業としても成り立たない。そうした環境では、劇作家を目指そうという若者もいなくなり、演劇文化が衰える、何とか改善しようというのが、劇作家協会が作られた最大の理由でした。

協会では、旗揚げしたばかりの学生劇団に対しても、この理屈を援用しています。「これは、斎藤憐さんの名言ですが「例えば、芝居を作る打ち合わせの際に、みんなで喫茶店を利用したら、コーヒー代は払いますよね。せめて、そのコーヒー代位は、脚本料を払ってもいいんじゃないか、と言うと、大抵、ああそうか、と納得してくれて、五千円、一万円と払ってくれます」

昨年から理事会では、こうしたアマチュア劇団に対しても「脚本料」について認識してもらうようなアピールや働きかけをしていこうと相談していました。

多くのアマチュア団体が、チケットを販売する有料上演を行っていますから、現行の著作権法でも、著作権者（劇作家、または劇作家に権利を譲られた人や団体）は、無断上演を禁止できますし、脚本使用料を上演許可の条件にすることが可能になります。

学生演劇や職場演劇が、まれに、無料上演を行う場合もあります。ただ、この場合も、出演者や演出家の一部が報酬をもらっている場合には、現行法でも同様の権利を主張することが出来ます。（但し、スタッフは著作権法にある「実演家」に該当していないため、スタッフのみ報酬を貰っている場合、劇作家は権利を主張できません）

無料上演で、出演者も演出家も全員ボランティアの場合、現行法では、劇作家の許可は必要ないとされています。ただ、「劇場費や機材費といったハード面や、技術スタッフにはお金を払うのに、ソフトに対してお金を払わないのはおかしいじゃないか」という考え方を提言し、あらたに著作権法に反映させることも不可能ではありません。この辺は、理事会でも議論すべきかもしれません。

2. 教育目的や福祉目的の上演の場合

劇作家協会では、高校演劇の脚本に関しても、一定の使用料を求めてきました。上演のためには「劇作家の許可が必要で、勝手に変えてはいけないのだ」という著作権法の基本的な考え方を広め、教育の現場だからこそ、文化に対して、対価を払う必要性を教えるのが望ましい、という考え方からです。これは、協会員でもある現場の先生方の活動で、コンクールでの上演などの際、基本使用料を定める形で認識が広まりました。

しかし、現行法では、無料上演で実演家が無報酬のため「カットなどの改変が行われない限り」劇作家の許可が必要ないということになります。（勿論、そうであっても利用者側が、権利を認める意義を感じ、使用料を支払うことは可能です）

今回、新たに、学術、教育、福祉関係の「権利制限の見直し」が審議されています。（こうした目的のためならば、著作者の権利を制限する方向に進めていくべきなのか、利用の範囲を明確にすべきなのではないか、こうした目的でも著作権利者への対価は必要なのではないか、という議論や、映画に関して、非営利・無料・無報酬の上映であっても公の上映の場合は、権利制限の撤廃（つまり著作権利者の利益を保護することが必要なのではないかという意見が出されています）教育も福祉も学術も無料で行われているわけではなく、様々な公的支援で財政が成り立っています。そういう領域でこそ、ソフト重視の具体的な目安として、著作者の権利を守る必要がある、という考え方を協会としても提言していくことは可能です。

「教育や福祉目的」という利用者の括り方も非常に曖昧なので、具体的なケースで考えていく必要があるでしょう。また、教科書などでの使用について著作者の許可が必要ない、とする考え方は、やはり乱暴で、どういう媒体であれ、著作者の意向に背くような使用のあり方は、禁ずるべきだという考え方もありえます。

著作者が、教育や福祉の分野で儲け主義に走るのは問題だと思いますが、非営利の分野の変化に合わせて、お互いの利益につながるような関係性を生みだす努力が必要だろうと思います。また、許可をとらずに利用できる簡便性と、著作者の意志の反映という原則を、実情に合わせて、具体的に考える必要があるでしょう。基本的な考え方の整理と、具体的な手続きを提言できるよう理事会での検討が望まれます。

●私的複製の問題

現在、改変が審議されているのは、映像、音楽の分野で問題になっている私的なデジタル複製の制限（現在ある補償金制度を被害の実情に合わせて見直していく方向）や、逆に、図書館での複製を条件つきで認めていく方向です。

戯曲の場合、個人が読んで楽しむだけでなく、上演する関係者全員がテキストとして利用することが本来目的でもあるので、コピーが行われているケースが多いことが以前から指摘されています。（現実問題として、戯曲を1冊買って、後は、関係者分をコピーして配ったとしても、複製が行われたかどうかを上演ごとにチェックするのは困難です）こうした「複製」の問題が、審議中の改変案とどう関わってくるのか、検討する必要があります。

現在、戯曲を手軽に利用するために、協会では「オンデマンド方式」の出版への協力を検討しています。これは、少部数の印刷が可能なため、埋もれていた戯曲や、手に入りにくい戯曲を、必要とする人に必要な数だけ届けることが出来、劇作家にとっても利用者にとっても有意義なものです。もし、戯曲1冊の値段が、そのコピー代より安くなれば、対価を受け取る劇作家も、出版社も、利用者もお互いにメリットがあります。上演団体の数に比例して、戯曲そのものが売れるような仕組みとして、少部数印刷の流通を考えていく必要があるでしょう。

●製作者の立場（利用権者の権利主張）

劇作家と独占契約を結んだ製作者が、劇作家と同様に、無断上演をしている団体に権利主張できるようにしようという登録制度等に関する改変案が出ていますが、これについては異論はあまりないだろうと思います。

●著作権保護期間の考え方

現在、一番、話題になっているのが、この保護期間を著作者の死後50年から70年に延ばすという改変です。これは非常におおざっぱな言い方をすると、著作者である劇作家にとってはほとんどメリットがありません。自分の死後の話なのですから。もしメリットがあるとしたら、考えられるのは、自分の遺族または関係者や団体に著作権を譲り、その人もしくは団体の利益をはかることができるというメリットか、独占権の権利譲渡の際、権利を買う側が、50年より70年の方が、権利料を高く出すだろうと想像する場合位ではないでしょうか。（ちなみに、50年が70年になることで保護期間が延長されるのは劇作の場合、岸田国士作品などだそうです）

一般からのパブリックコメントでは、利用者側の意見として、延長反対がほとんどだったようです。その理由としては、50年のままならば、著作権法によって使用が制限されていた作品の使用頻度が高まる点、埋もれていた作品も利益を考慮せずに再利用可能になる点があげられています。

一方、その作品が「金の卵を生む鶏」の場合、著作権利者（多くは販売会社など）にとっては、20年の延長による利益は大きなものです。ただ、気になるのは、先に成立した映画の保護期間延長の場合も、今回、審議されている文学作品や音楽などの場合も、海外との相互主義でまず検討されるべき「50年と70年では、作品輸入と作品輸出の量・利益から、どちらが得か」という議論がほとんどされていないことです。アメリカでは当然、その議論は大きな広がりを見せました。ヨーロッパの作品を自由に使える利益・メリットと、アメリカの作品を自由に使わせることから生ずる損失・デメリットは、どちらが大きいか？という議論です。日本では、過去の文化芸術作品は、輸入と輸出とどちらが多いのでしょうか？

またもう一つ気になっているのは、例えば、演劇の場合特に顕著ですが、それぞれの著作権利者は、自分の権利を主張する権利者であると同時に、他の権利を利用する利用者でもある、という視点があまり語られていないことです。これも海外との相互主義と同じことで、どちらが得か？　という問題です。

保護期間が延長されてもされなくても、著作者自身が、生前から、或いは、自分の死後一定の期間を指定して、作品の著作権を放棄して、どんどん自由に使っていいですよ、と決めることは可能でしょう。

理事会で協会としての考え方を討議すべきなのは、利用者としての劇作家のメリット（過去の文学作品を自由に翻案出来るなど）や、演劇界全体の利益（過去の劇作や音楽などが自由に使える）、文化全体の活況（色々なジャンルの作品の使用が活発化することによる相互の刺激）についてだろうと思います。

●「フェアユース」について

フェアユース規定の導入についても審議されています。これは、耳慣れない用語ですが、福井弁護士の説明を受けていて、ああいい考え方だなと思ったので、記しておきます。アメリカやイギリスではこの「フェアユース」に関する法律があるそうです。法律は全ての事例を完全に網羅することは出来ません。何故なら、常に現実というのは変わっていくものだからです。この「フェアユース」という概念は、網羅しきれない、或いは、法律で定めると相互の事例に矛盾がおきる場合、または変化が予測しきれない、いわゆる「その他」の領域については「公正な利用ならば許す」という考え方です。これは、英米型の法律の歴史性（契約や法の概念の抽象的思考性）とも関連がありそうなので、目の前のものしか見えなくなりがちな日本人には、馴染みにくい考え方なのかもしれないのですが、いい意味での日本的な信頼原則と共に、この考え方が成り立つような社会になればいいな、と思ったのです。（念のために断っておきますが、現在の著作権のあり方への無知は、勿論、論外です。抽象と具象のいいとこどりが大事で、妙なたとえですが、「ヴェニスの商人」のシャイロックの契約のグロテスクさと日本の越後屋と悪代官の契約書なしの癒着の醜悪さの両方を反面教師としていくべきなのではないでしょうか）

また、作品を生みだす個人と、それを流通させる様々な媒体と、利用する個人、これらが全体としていい循環となり、過去の作品を吸収しつつ、新しい作品を生みだせる仕組みをみんなが考え、著作権に反映されることも夢想します。近松は、義太夫の従で伏せるべきであった作者の名を出し、数々の評判をとってから、自分の権利・名誉を主張できるようになりました。シェイクスピアは、興行の利益の一部を得る契約をして『ロミオとジュリエット』をヒットさせました。劇作家は権利を主張し、劇作で食える道を模索し、著作権という考え方や、法律による保証が生まれました。この流れを大事にするのは当然のこととして、更に、黙阿弥やシェイクスピアが先行する作品を利用して傑作を生みだした過去の豊かさの要因についても、現代なりに考えていくべきなのではないかと思います。

●今後の取り組みについて

既に、1月24日の文化審議会著作権分科会で、「今後の検討課題」が絞り込まれ、「非営利の上演に関しての著作権者の保護」は取り上げられていません。逆に、教育及び福祉関連の権利制限に関しては、拡大の方向が検討されていますので、これらを中心に他の問題も合わせて、急ぎ、理事会にはかり、具体的な行動（審議会への質問なり、提言なり、各界へのアピールなり）を検討したいと思います。この問題に関して、会員の皆様からのご意見もお待ちしております。ここであげたポイント以外にも討議すべき問題点があれば、その情報も事務局宛にお知らせ下さい。（郵送またはファックスで文書の形でお送りいただければ幸いです）